

DV被害にあったり、被害者を発見したら？

「これはDVかな?」、「DV被害から逃れたい!」と思ったら、すぐに関係機関へご相談ください。

相談名・内容	相談窓口	電話番号	受付時間	
DV相談	県配偶者暴力相談支援センター 山形県福祉相談センター(婦人相談所)	023-627-1196	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15
	山形県村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212		
	山形県最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1274		
	山形県置賜総合支庁福祉課	0238-26-6027		
	山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-4759		
DV相談	市町村担当課(福祉課等)	各担当窓口へお問い合わせください。		
女性の悩み等相談	山形県男女共同参画センター 「チェリア」	023-629-8007	火～金 土・日・祝日 (第3日曜日、年末年始を除く)	9:00～17:00 13:00～17:00
男性の悩み相談			第1、2、3水曜日(年末年始を除く)	19:00～21:00
警察安全相談	山形県警察本部	#9110または 023-642-9110	毎日	24時間
子ども女性電話相談	山形県福祉相談センター	023-642-2340	毎日 (年末年始を除く)	8:30～22:00
女性の人権 ホットライン	山形地方法務局人権擁護課	0570-070-810	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15
法テラス犯罪被害者 支援ダイヤル	日本司法支援センター	0570-079714	月～金 土 (祝日、年末年始を除く)	9:00～21:00 9:00～17:00
DV被害者 電話相談	特定非営利活動法人サポート唯	090-2366-8467	毎日	24時間
	よりそいホットライン (一社)社会的包括サポートセンター	0120-279-338	毎日	24時間
DV相談ナビ	内閣府男女共同参画局	0570-0-55210	毎日	24時間

～「山形県DV被害者支援基本計画」の内容をもっと詳しくお知りになりたい方へ～

◇「山形県DV被害者支援基本計画」の全文は、県のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

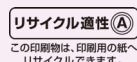
県ホームページ

◇「山形県DV被害者支援基本計画」に関する出張説明会を実施しております。グループ・団体・企業などでDVに関する研修会や勉強会を開催するときに御活用ください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

山形県子育て推進部若者支援・男女共同参画課 男女共同参画担当

〒990-8750 山形市松波二丁目8番1号

TEL:023-630-2727 FAX:023-632-8238 E-mail:ywakamono@pref.yamagata.jp



ドメスティックバイオレンス

山形県DV被害者支援基本計画

計画期間:2016年度～2020年度

概要版

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。山形県では、DVの予防啓発を進め、DV被害者の相談、保護、自立の支援に関して更なる推進を図るため、新たに「山形県DV被害者支援基本計画」を策定しました。

基本目標

「男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現」

女性も男性も共に自己の尊厳を大切にしながら、
お互いを一人の人間として尊重し、
他人を思いやることのできる社会の形成に向け取組みを進めます。

「予防」から「自立」まできめ細かな対応

DVは、未然に防止する「予防」が大切です。また、親しい男女間での暴力であることから、潜在化しやすい傾向があり、第三者が「発見・通報」できる環境の整備も大切です。さらには、実際にDV被害にあった場合は、すぐに「相談」したり、配偶者などの暴力から逃れるための「保護」が適切に行われる体制が重要です。そして、一度被害にあった方が、二度と同じような経験をするのがないように、精神的かつ経済的な「自立」を支援していくことが何よりも重要です。

「予防」から「自立」まで、行政や関係機関が連携して、支援を推進します。



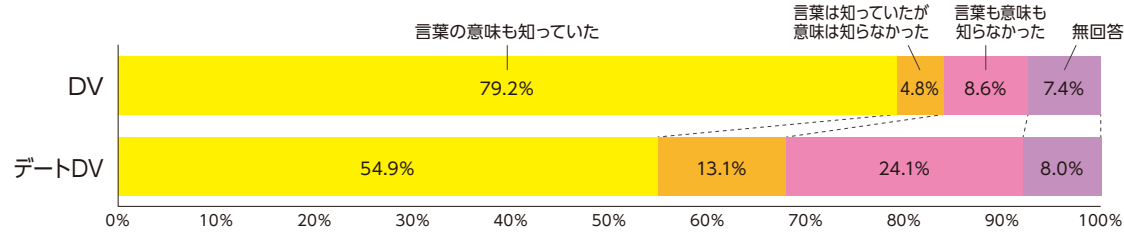
DVって何？

DV(ドメスティック・バイオレンス「Domestic Violence」)は、一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振られる暴力」をいい、暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力のみならず、大声で怒鳴るといった精神的暴力、交友関係を制限するといった社会的暴力も含まれます。

◎ DVの現状

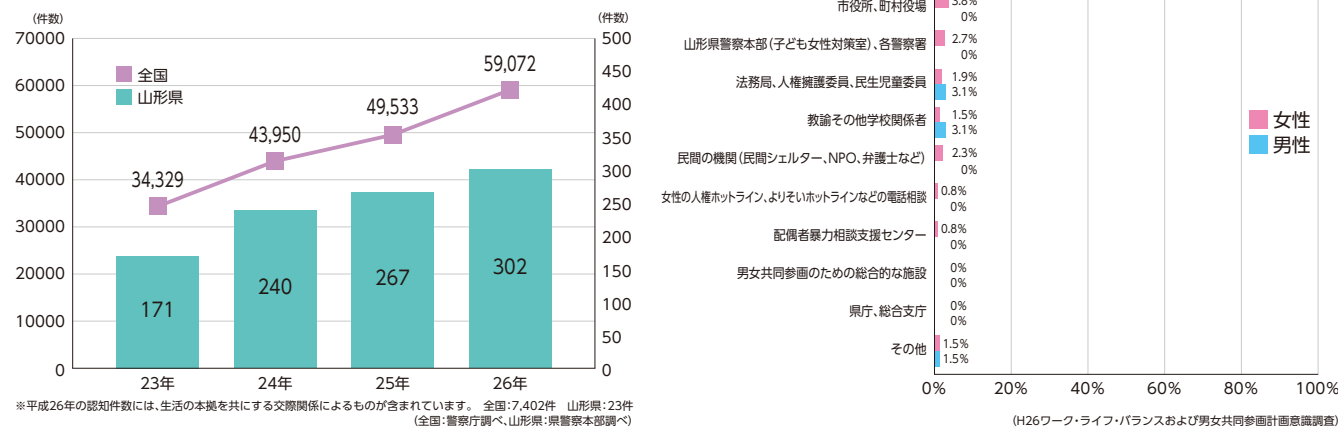
1. DVの認知度 (H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

- ・「DV」の認知度は84%と比較的高いが、100%には満たない。
- ・「デートDV」の認知度は68%と低い。



2. DV被害の認知件数

- ・本県の認知件数(H26)は302件で、過去最多。
- ・DVを受けた時の相談先について、最も多い相談先は友人、知人、家族、親戚。



◎ 3つの視点を重視した被害者支援

● 被害者一人ひとりの「安心」を考えたきめ細かな支援

被害者一人ひとりの置かれた状況を考え、被害者が安心して助けを求めることができる社会の実現をめざし、発見・相談・保護から生活再建、自立に向けた被害者支援について、より一層の充実を図ります。

● 若年層へのDV未然防止の教育を含めた暴力を許さない社会づくりの強化

暴力を許さない社会の実現をめざし、若年層に対する予防教育に取り組みます。併せて子ども達をDVの被害者にも加害者にもしない教育の充実を図ります。また、広く県民に対してDVに関する正しい認識を深めるための普及啓発を行います。

● 市町村、関係機関との緊密な協力・連携

被害者支援に向けて、より一層充実した施策を推進していくため、県、市町村及び関係機関において緊密な協力・連携体制の構築を図り、地域の実情に合わせた支援活動を推進します。

◎ 被害者一人ひとりの「安心」を考えたきめ細かな支援

4つの基本の柱、16の施策の方向、70の今後の方策に体系化し、被害者一人ひとりの「安心」を考えたきめ細かな支援を実行します。

予 防

基本の柱Ⅰ 男女が互いの人権を尊重したDVを許さない社会づくり

DV被害の予防に関する施策を推進します。
施策の方向1 DV防止に向けた県民意識の醸成

- ・県民への意識醸成の促進
- ・DVに関する認識の一層の浸透
- ・高齢者への予防啓発の推進
- ・障がい者への予防啓発の推進

施策の方向2 若年層に対する予防教育の推進

- ・若年層における交際相手からの暴力防止のための教育の推進
- ・子ども達を被害者にも加害者にもしない教育の充実

施策の方向3 加害者対策の推進

- ・「アルコール依存症」等との関連調査
- ・加害者更生に関する調査・研究
- ・性別による固定的な役割分担意識の是正を促す環境の整備

自 立

基本の柱Ⅲ 被害を繰り返さない自立支援体制の整備

DV被害者の自立に向けて、住居の確保や経済的支援を充実します。

施策の方向9 住居の確保に向けた支援

- ・公営住宅の優先入居実施等の入居対策
- ・母子生活支援施設による支援の円滑化
- ・ステップハウスの設置検討

施策の方向10 経済的自立に向けた支援

- ・被害者への就業支援の充実
- ・一人ひとりのニーズに応じた就職のワンストップ窓口における支援
- ・被害者の職業能力開発支援の充実
- ・職場での配慮
- ・被害者の子どもの就学支援

施策の方向11 司法手続きに関する支援

- ・民事法律扶助制度等の周知
- ・法律相談の充実
- ・保護命令に対する情報提供及び適切な対応の実施

施策の方向12 こころの回復支援

- ・被害者及び同伴する子ども等へのメンタルヘルスケアの実施
- ・潜在的被害者支援のための民間団体活動の支援

施策の方向13 被害者の情報保護、自立支援体制の整備

- ・支援制度に関する窓口の一元化
- ・自立のための支援
- ・被害者等の個人情報の保護の徹底
- ・再被害防止の支援による安全・安心の確保
- ・生活困窮者自立支援制度の活用
- ・関係者の配慮

連 携

基本の柱Ⅳ 関係機関の協力・連携

県、市町村、民間団体等の関係機関等の協力・連携体制を強化します。

施策の方向14 施策調整機能の強化

- ・DV対策庁内連絡会議の活用
- ・広域連携の推進(再掲)

施策の方向16 市町村との連携強化

- ・市町村における支援体制づくりの推進
- ・市町村における広報、啓発の促進
- ・地域における家庭への働きかけ
- ・市町村における相談窓口の周知啓発と適切な支援(再掲)
- ・緊急時における安全の確保
- ・災害時における周知啓発(再掲)

発 見・相 談・保 護

基本の柱Ⅱ 早期発見・通報の理解促進と相談・保護体制の充実

発見・通報・相談・保護体制を充実します。

施策の方向4 早期発見・通報の理解促進

- ・県民による発見・通報のための環境づくり
- ・医療関係従事者・救急隊員への理解促進
- ・母子保健との連携強化
- ・保育・教育機関等への理解促進
- ・福祉サービスの提供者への理解促進
- ・民生委員・児童委員・人権擁護委員等への働きかけ
- ・通報等への対応

施策の方向5 安心して相談できる体制の確保

- ・県配偶者暴力相談支援センターの周知啓発及び機能強化
- ・市町村における相談窓口の周知啓発と適切な支援
- ・警察による適切な対応
- ・各種相談機関による相談窓口の設置及び連携強化
- ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの設置
- ・災害時における周知啓発
- ・SNS等を活用した相談窓口の周知
- ・性別による固定的な役割分担意識の是正を促す環境の整備(一部再掲)
- ・男性専用DV相談窓口の設置に関する検討
- ・相談員等関係機関職員の研修体制の充実
- ・相談員等のメンタルヘルスケア体制の整備

施策の方向6 迅速で安全な保護体制の充実

- ・移送体制の整備
- ・緊急保護体制の充実
- ・一時保護機能の拡充
- ・被害者家族支援のための連携強化
- ・民間支援団体との連携強化
- ・広域連携の推進

施策の方向7 同伴する子ども等への保護と支援

- ・同伴する子どもへの支援
- ・教育委員会・学校・保育施設等への協力要請

施策の方向8 高齢者、障がい者、外国人への配慮

- ・高齢の被害者への支援
- ・障がい者への相談対応等
- ・相談機関におけるユニバーサルデザイン化の推進
- ・母国語による支援